1. 県内移転先での事業継続・再開向け融資

- ① 対象者:警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難 指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点の区域に事業所を有していた中小企業 等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者
- ② 資金使途:県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)
- ③ 融資限度:3,000 万円以内
- 4 融資期間:20年以内(うち据置5年以内)
- ⑤ 融資利率・担保: 無利子・無担保
- ⑥ 保証人: 代表者保証(法人の場合)
- ⑦ 繰上償還: 随時可・手数料無料
- ⑧ 取扱期間: 平成26年3月末まで随時
- ⑨ 申込み先: 県内の商工会議所又は商工会、(公財)福島県産業振興センター

2. 解除区域等での事業継続・再開向け融資

- ① 対象者:
- A 避難指示区域が解除された地域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する者。
- B 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・ 再開する者又は事業再開の準備を行う者。
- C 警戒区域、計画的避難区域又は居住制限区域において許可を得て事業を継続・ 再開する者。
- D 特定避難勧奨地点に事業所を有し事業を継続・再開する者。
 - ② 資金使途:解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)
 - ③ 融資限度額:限度額は以下のとおり(但し、月商の3ヶ月程度を目安とする)
- (i) 小規模事業者(常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業の場合は 5 人以下)の法人・個人事業主)にあっては、500 万円以内
- (ii)(i)以外の事業者にあっては、1.000万円以内
- ④ 融資期間:10年以内(うち据置2年以内)
- ⑤ 融資利率・担保: 無利子・無担保
- ⑥ 保証人 :代表者保証(法人の場合)
- ⑦ 繰上償還:随時可・手数料無料
- ⑧ 取扱期間:平成26年3月末まで随時
- ⑨ 申込み先:県内の商工会議所又は商工会、(公財)福島県産業振興センター

●申込に当たってのご留意事項

- ① 既に、1. の融資を受け、県内移転した方が、解除された移転元で事業再開する場合も2. の融資をご利用いただけます。
- ② 本貸付制度は、暴力団等いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。
- ③ 本貸付制度は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う方や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種を営む方は利用できません。